

公益財団法人 研医会

研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人研医会において研究活動及びそれに関連する業務に従事するすべての者の不正行為の防止、及び不正行為があった時の対応に関し、必要な事項を定める。

(不正行為)

第 2 条 この規程において、研究活動に関わる不正行為とは以下に定める行為をいう。

(1) 研究活動の過程における、以下の行為。

- イ. 捏造
- ロ. 改竄
- ハ. 盗用

(2) 当財団の研究費並びに、国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付される研究費で、当財団において管理すべきもの（以下「研究費等」という）をこの規程に反して使用すること。

(最高管理責任者)

第 3 条 当財団における研究活動及び研究費等の管理・運営に関する最高管理責任者は代表理事とする。

2 代表理事は、リーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(研究倫理教育)

第 4 条 研究者等は、研究活動に関わる当財団の諸規程並びに研究費の執行ルール等について知るため、研究倫理教育を受けることとする。

(誓約書の提出)

第 5 条 研究者等は、科研費等の公的資金を受け取る場合、研究活動に関わる関連諸法規及び当財団の規程を遵守し、不正行為を行わないことを誓約した誓約書を代表理事に提出しなければならない。

(相談窓口)

第 6 条 不正行為についての相談や通報は当財団の代表理事、監事、あるいは顧問税理

士が受けることとする。

- 2 相談窓口は、問い合わせに適切に対応するものとする。
- 3 相談窓口は、相談者を保護する方策を講じなければならない。

(通報等の取扱い)

第7条 監事と顧問税理士は、相談や通報を受けたとき、ただちに代表理事に報告する。

2 代表理事は、既に不正行為が行われたと認められた場合、調査を行い、その結果を通報者に通知する。

3 代表理事は、調査の結果、通報等の内容に合理性がないと判断した場合はその理由を付して通報者及び被通報者に通知する。ただし、通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報者に所属機関がある場合は、その所属長に通知するほか、氏名の公表など必要な措置を講ずるものとする。

4 本規定において、悪意とは、被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思によるものを意味する。

(調査)

第8条 代表理事は調査の結果、さらなる詳しい調査が必要と考えた場合、当該事案に関わる公的研究費配分機関、及び文部科学省に報告する。

2 さらなる調査を行う時は次に掲げる各号の通り実施する。

(1) 通報等の内容が第2条第1号に該当する場合

論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者等による再実験の実施

(2) 通報等の内容が第2条第2号に該当する場合

研究費等の使用に係る証拠書類の精査や使用実態の調査、関連業者等を含む関係者へのヒアリング及び当該業者等が保管する証拠書類の精査等

(3) その他、代表理事が必要と認めた事項

- 3 調査の実施に当たっては、被通報者等に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 4 被通報者等は、正当な理由がない限り、本条の調査等を拒否することができない。
- 5 被通報者等以外の当財団構成員は、本条の調査等に協力しなければならない。
- 6 当財団以外の機関において調査がなされる場合、当財団は当該機関に本条の調査等への協力を要請することができる。
- 7 調査の実施は、必要に応じて外部機関に委託することができる。
- 8 代表理事は調査委員を任命して、調査委員会を作ることができる。調査委員会を組織する場合には、通報者と被通報者に利害関係のある者を除くものとする。

(調査中の一時的措置)

第 9 条 代表理事は調査期間中、不正行為に係る研究費等の執行停止その他、必要な措置を講ずる事ができる。

(認定)

第 10 条 代表理事と調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、当該確認事項についてその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

2 調査の結果、不正行為がなかったと認定される場合で、通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会をあたえなければならない。

4 調査委員会は調査の結果をすみやかに代表理事に報告し、合わせて採るべき措置についても代表理事に勧告するものとする。

(勧告・報告に対する代表理事の措置)

第 11 条 代表理事は、代表理事宛ての勧告があった後、異議申立がない場合は調査委員会の事実認定が確定したものとして扱い、すみやかに対応する措置をとらなければならない。

(懲戒)

第 12 条 代表理事は、職員・研究者等が次の各号の一に該当する場合は、その情状に応じて、懲戒を行うことができる。

(1) この規程その他本財団並びに研究資金拠出元機関等の定める諸規程に違反した場合

(2) 研究職務上の本規定第 2 条に定める事項に違反した場合

2 本条の懲戒の種類及び内容は、理事会にて決定し、これを代表理事が決裁する。

3 本条の懲戒を行う場合は、その理由を当該処分対象者に明示しなければならない。

(調査結果の公表等)

第 13 条 代表理事は、調査または監査の結果、不正行為があったと認定された場合は、すみやかに次の事項を公表するものとする。

(1) 不正行為を行った研究者等の氏名またはグループ名

(2) 不正行為の内容

(3) 調査委員会委員の所属、氏名

(4) 調査委員会が行った調査方法、内容等

(5) 被通報者または悪意のある通報者に対する措置の内容

2 代表理事は、不正行為の内容が第 2 条第 1 号に該当する場合には、被通報者等に対し、研究成果の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講ずる。

3 代表理事は、不正行為の内容が第 2 条第 2 号に該当する場合には、被通報者等に対し、研究費の受給停止及び外部機関に対する研究資金の申請停止など、必要な措置を講ずる。

4 代表理事が前 2 項に定める措置を講じる際には、その事案に係る公的研究費配分機関等が定める規則その他関連法令等に規定される措置をもってかえることができる。

5 代表理事は、通報が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏名を公表する。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 14 条 代表理事は、告発等の受付から 210 日以内に当該不正事案に係る最終報告書（様式 2）をその事案に係る公的研究費配分機関、及び文部科学省に提出するものとする。なお、期限までに調査及び監査が完了しない場合であっても、代表理事は、様式 2 に沿った内容の調査の中間報告をその事案に係る公的研究費配分機関及び文部科学省に提出しなければならない。

2 代表理事は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、公的研究費配分機関又は文部科学省から要請があった場合は、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。

(名誉回復等)

第 15 条 代表理事は、本調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、研究費の執行停止等の措置を解除するとともに、被通報者等の名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第 16 条 代表理事は、通報を行ったことあるいは通報をされたことのみを理由として、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(守秘義務)

第 17 条 不正行為等に起因する問題に対応するすべての者は、当事者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、その任務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(部外者への措置)

第 18 条 代表理事は、次のいずれかの号に該当する者が部外者である場合は、部外者の所属する機関の長と協議のうえ、必要な措置を講ずる等適切な処置を行うものとする。ただ

し、第3号に該当する部外者に対しては、刑事告訴等の措置を講じることもある。

- (1) 不正行為を行ったと認定された研究者等
- (2) 不正行為への関与が認定された研究者等
- (3) 通報が悪意によるものと認定された通報者

2 代表理事は、不正行為に関与したと認定された業者等に対し、取引停止等の措置を講じるものとする。

付則

- 1 この規程は平成28年度4月1日より施行する。